

技能実習制度及び特定技能制度の在り方について

【担当省庁】法務省、厚生労働省

日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するため、現在、技能実習制度及び特定技能制度が直面する様々な課題を議論するとともに、それらの制度の在り方について検討が進められているところですが、制度設計の見直しに当たっては、以下の措置を講じていただきたい。

- 新たな制度の受入対象職種については、企業が人材確保に窮することにならないよう、現在の技能実習制度の受入状況を踏まえた制度設計（職種設定）を行うこと。
- 技能評価の在り方についても協議されているが、新たな制度における技能評価制度の運用に当たっては、職業能力開発促進法に基づき設置され、現行の技能評価（技能検定）の実施を通じてノウハウを蓄積している都道府県職業能力開発協会を活用するような仕組みづくりを行うこと。

【現状・課題等】

- 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議において、現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保及び人材育成を目的とする新たな制度の創設を提言する最終報告書のたたき台が示された。
- 新たな制度の受入対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」（12分野）に限ることとされているが、技能実習で受け入れ可能な職種（現在 88 種）のうち、婦人子供服製造、下着類製造、帆布製品製造、紡績運転、紳士服製造、座席シート縫製、染色などの繊維・衣服関係や、印刷、製本、リネンサプライ、家具製作、強化プラスチック成形など、特定産業分野に設定されていない分野で現在技能実習生を受け入れている京都企業では、外国人材の確保が困難となることが見込まれる。
- 技能の評価については、現行の技能実習制度において活用している技能検定等のほか、特定技能 1 号評価試験によることも認めることが提言されているが、新たな制度の技能評価においても、現在の技能検定の実務を担い、ノウハウを保持する都道府県職業能力開発協会を活用することで、新制度への移行後も円滑な事業の実施が期待できる。

京 都 府 の担当課	商工労働観光部 労働政策室(075-414-5082) 人材育成課(075-414-4202)
---------------	--

【国の事業等】

■高度外国人材活躍推進プラットフォーム〔経産省、JETRO〕

- ▶ 高度外国人材の日本での活躍推進に向け、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家が採用から定着までをきめ細かくサポート

■外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（H30.12.25～）〔法務省等〕

- ▶ 外国人の増加や新たな在留資格制度の創設等を踏まえ、外国人材の適正・円滑な受入の促進に向けた取組や、相談体制の整備及び日本語教育の充実等の外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進

■関西高度外国人材活躍地域コンソーシアム〔経産省、JETRO〕

- ▶ 関西地域の産学官関係機関の連携を強化するとともに、外国人留学生の就職促進をはじめとする高度外国人材の活躍促進に向けた地域の主体的な取組を後押し

■技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議〔出入国在留管理庁〕

- ▶ 両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、令和4年11月に設置が決定
- ▶ 令和5年4月の第7回会議で中間報告、令和5年10月18日に最終報告書のたたき台が示された。

【京都府の取組】

■産学公連携海外人材活躍ネットワーク

- ▶ 府内中小企業のニーズに即した外国人材の確保・定着に向けたオール京都による受入・サポート体制の構築